

介護 ビジョン 5

第2特集 介護事業者必見!

2014年版 助成金ガイド



総力特集 「介護職員100万人不足」は本当か?

人手不足を解消する

“非常識”経営

のススメ

請求そして「記録」も!

記録を期待して買ったのに、結局請求だけになっていませんか?

キャンビルプラスなら

タブレットで使える便利な
記録の機能がたくさん!

紙に書いているような操作性で「紙より簡単に」登録可能。

※記録・タブレットはBlueOceanSystemsの機能と連携が必要です。

介護請求・業務支援サービス

キャンビルプラス

Canbill Plus

- I SDN回線不要で国保連へ伝送可能
- 介護事業運営の為に必要な機能が充実
- サポート・保守料・バージョンアップ無料
- 事業所との情報連携が可能

※Canbill Plus で連携ネットを申し込まれている事業所様が対象です。

業務支援

ケアプラン作成
(アセスメント・計画書)
ヘルパースケジュール管理
(シフト作成・時給・手当計算)
他、各種帳票作成等)

請求

国保連伝送請求
利用者請求
自動引き落とし等

経営支援

入金管理
統計分析
法人本部管理等



キャンビルプラス
キャラクター
けありん

日本ケアコミュニケーションズ 検索

株式会社 日本ケアコミュニケーションズ
tel.03-3662-3490 fax.03-3662-3491



Q 介護事業所の税務調査事例①

知り合いの事業所が税務調査を受け、さまざまな問題点を指摘されました。事前に分かっていたら、日ごろから対策を練っておきたいと思いますが、介護事業所の税務調査は、どのように進められるのですか？ また、指摘を受けやすいポイントについて教えてください。

A 介護事業所に対する税務調査は、介護報酬収入の経理処理のチェックから始まります。介護事業所で指摘されやすいのは「売上の漏れ」と「経費の適否」です。



回答者 / C-MAS 介護事業経営研究会名古屋支部 奥田正名
1970年生まれ。慶應義塾大学商学部卒業。税理士・社会保険労務士。介護事業者の税務・資金・労務問題をトータルでサポートできる事務所でありたいとの信念から、介護事業者に特化した事務所体制を構築している。
税理士法人ザイムパートナーズ (代表 奥田正名)
〒460-0008 名古屋市中区栄2-8-12 伏見KSビル6F
TEL: 052-223-1645 FAX: 052-223-1646
URL: <http://www.zaimupartners.jp>

税務調査でチェックされる売上の漏れと経費の健全性

「税務調査」と聞くと、どのようなことをチェックされるのかと身構えてしまいがちですが、基本はどのような業種であっても同じです。①売上の漏れがないか、②経費に不適切なものはないか、という2つの論点を中心となります。そして通常、前半は①、後半は②を重点的にチェックされます。また、①と②ともに、次ページの図のようにならざるに2つに分けることができます。まずは、①の調査が行われるときのポイントを解説します。介護事業所に特有の事情として、国保連に介護報酬(9割部分)の請求をしても、実際に入金されるのは2カ月後になってしまうということがありますが、税務調査では、この「もらっていないけど、請求は済んでいる売上」も、売掛金としてその年度に計上されているかチェックされます。

3月決算の事業所であれば、4月と5月に振り込まれる介護報酬は、2月と3月の介護サービス分の入金です。売掛金の計上を忘れないようにしましょう。ちなみに、介護サービスの提供が済んでいるものについては、請求書発行を失念していても、売上として計上するよう求められるので、併せて気をつけておいてください。

通常、税務調査で売上の漏れが指摘された場合、このような翌期で売上計上が確認できる(いわゆる期ズレの売上)ときは、過少申告加算税という罰金がかかります。この罰金は最大で追徴税額の15%です。

さて、①のもうひとつの論点である売上の計上が全くされていないか(翌期にも計上されていない)ですが、こちらは、通常現金でいただく利用者負担金が帳簿に正しく記載されているかがポイントになります。日々介護の現場では「忙しい」と、帳簿処理が後回しになり、うっかり記載することを失念してしまったり、利用者からの回収の遅れが原因で記載されていないかたりすることがよくあります。また、利用者負担金を会社に入金せずに、そのま

図 税務調査で確認されるポイント

指摘内容	具体的な問題	罰金の内容
① 売上の漏れ	売上の計上が翌期になってしまった	過少申告加算税
	売上の計上が全くされていない	過少申告加算税 OR 重加算税
② 経費の適否	翌期以降の経費を当期に経費処理してしまった	過少申告加算税
	経費そのものが事業に無関係だった	過少申告加算税 OR 重加算税

ま浪費・隠蔽してしまう悪質なケースもあります。この場合は、重加算税と呼ばれる罰金(追徴税額の35%)を負担することになります。

もちろん、偶然その日だけ帳簿をつけるのをうっかり忘れてしまったというケースであれば、過少申告加算税で留まることもありますが、継続して記載されていないと、故意に売上を除外したと認定されても反論するのが難しくなります。現金出納帳の記載は日々行うようにし、記載漏れが起きないようにしましょう。

また、未収でも利用者負担金を売上計上することを忘れないでください。

細かい確認も行われるので経費の扱いには細心の注意を

次は②の経費についてです。介護事業者に散見されるケースとして、求人広告費用などの経費を前払いで支払っている、払ったときに経費処理していることがありません。税務の考え方は、支払えば直ちに経費となるのではなく、納品・サービスの提供を受けた時点で経費と認識します。そのため、求人媒体にお金を払っても、その求人広告が決算日時点でネットや雑誌等に掲載されていない場合は経費と認められず、翌期の経費として扱われます。

節税を考えて、決算直前にいろいろな経費を支払うことはよくありますが、決算日直前での支出は税務調査でもチェックされやすいので注意したいところです。また、最近の事例では、決算日の直前に購入したパソコンが決算日に稼働

されたこともあります。パソコン等の機器は購入しただけで経費にならず、実際に使える状態になった時点で経費認定されます。箱に入ったままの使えない状態では単なる貯蔵品と同じ扱いとなるのです。調査官がパソコンにあるコマンドを入力し、OSの起動日(起動日イコール使用日)を調べた事例もありますので注意してください。

このような経費としての支出は確認できるものの、経費に計上すべき時期は翌期以降だったという期ズレの経費は、①と同じ考え方で、過少申告加算税の対象になります。

問題は、重加算税の対象となるケースです。経費そのものが事業に無関係な支出だったというのは通常は考えにくいのですが、現場が忙しいなかで、事業者個人の生活費がうっかり経費として紛れてしまいがちです。そのまま帳簿に記載してしまうケースもあります。これについても注意が必要です。

重加算税については、国税庁より「法人税の重加算税の取扱いに

ついて(事務運営指針)」が公表されていますので、一度目を通しておきましょう。

法人税で重加算税となると、法人事業税でも重加算金という罰金が付されます。これに引っかけると今後、税務調査の頻度が増えるという傾向があるため、重加算税の対象とならない経理処理を心がけたいところです。

また、介護事業所では、社員やパートの給与についてもチェックされやすいという傾向があります。特にパートについては、源泉所得税が適正に徴収されているかが問題になります。

これに関して月給8万8000円未満であれば、所得税は一切かからないと思込んでいる方が多いようですが、パートのようなメインの勤務先が他にある従業員は、月給がいくらでも最低3・063%の所得税徴収が求められます(いわゆる乙欄徴収)。メインの勤務先でしか提出できない扶養控除等申告書が保存されていると、乙欄徴収が求められるので注意が必要です。